

古文書に見る仙台城下の商業情勢の変容と 通町・堤町

齋藤善之

はじめに

東北学院大学の齋藤です。私は宮城歴史資料保全ネットワークのメンバーとして、これまで平川新さんとともに各地の史料調査などにも関わってきました。そうした関係から今回の通町歴史講座の企画にも加わらせていただいております。

さて本日はこの北山地域における江戸時代後期の仙台城下町の商業流通の様相について、古文書をひもときながらお話をさせていただきます。ところで本日使う史料は、ほとんどが『仙台市史』の史料編に掲載されている史料です。『仙台市史』といっても、実は現在刊行中の新『仙台市史』でなく、戦後すぐに作られた旧『仙台市史』です。実は今回、この企画の話を受けて、あらためて新旧の『仙台市史』を読み直してみました。特に北仙台地域と仙台商人という視角から史料を再読してみたところ、以前読んだ時には気づかなかったことにも気づかされました。そこでそれらの史料によって、この地域の江戸時代の

様子を再考してみたいと思います。

I 仙台城下商人と流通独占体制の確立

1 流通独占体制の成立

まず史料1(24頁)をご覧下さい。これは寛政元年(一七八九)に仙台城下の六仲間商人たちが、城下の検断を通して出した願書です。六仲間商人とは、木綿・絹布・古手・繰綿・小間物・葉種といった六つの商品を扱っている商人たちによって結成された仙台の同業仲間組織、いわゆる株仲間のことです。表題の冒頭に「木綿・古手・綿布・小間物・繰綿・葉種」とあり、これが六仲間を意味していることがわかりますが、このうち「綿布」は絹布の誤字とみられます。この史料の末尾には同じ順番での表記がありますが、そこらには「絹布」とあります。

この史料は、江戸時代中期に六仲間の商人らが自らの商売上の権利・商権を守ろうとして藩に訴えたものです。以下、史料の表記に従ってその経緯をみていきましょう。

史料1の傍線部①をみると次のようになります。まず話は「貞山様御代」すなわち伊達政宗の時代にさかのぼります。大町通やその他の町々が永く「繁昌」するための品々(方策)を考えて上申するようにと、藩から大町検断の青山出雲に対して下命があり、これを受けた青山は「奥商人共」が関東や上方から商品を直接仕入れることを以後「御止下され」すなわち禁止していただくとともに、彼らが御城下において諸仕入れをするよう、さらに他領の商人に対しても「問屋付商売」すなわち六仲間に附属(従属)して商売をするよう

史料1 寛政元年(一七八〇)・仙台城下六仲間の願書

願書

〔仙台市史(旧)〕9資料篇2・66頁〕

六仲間願状寫

〔小谷文書〕東北大學圖書館蔵

木綿古手綿布小間物

繰綿葉種右六仲間商人共

乍憚覚書ヲ以奉願上候

乍恐

① 貞山様御代、大町通余町共ニ永世繁昌可仕品ニ相考可申上由、大町検断青山出雲殿江被仰渡候ニ付、御同人被申上ハ、奥商人共上方関東方商賣物直仕入向後御止メ被下、

御城下ニ而諸仕入、且他領商人、問屋付商賣仕候様被成下候得ハ、一統賑合ニ罷成趣被申上候ニ付、右之通被仰付、上方関東方直仕入之儀、拙者共仲間江御免被成下候上、寛永八年大町豊後様、今泉山城様ヲ以、御墨印被置候處、寶永年中大火之砌焼失仕候儀、留ニ相記置申候、

② 一寛文七年、奥商人共、江戸上方直仕入御免被成下度由、山崎平太左衛門様江願申上候處、御吟味難被成下旨、被仰渡候儀、留相記置申候、

にしていただければ、「一統」の賑わいになるでしょうと上申したというのです。

すなわち仙台城下町を繁栄させるためには、城下の一部特権を与えられた商人たちのみが上方関東からの直接仕入れができ、領内の商人らはそれら城下特権商人から商品を購入しなくてはならないという流通の仕組みを作ることを藩に上申しているわけです。ここで「奥商人」とあるのは、仙台よりも北の地域、例えば古川をはじめとする在町の商人たちのことです。この地域は奥郡とも通称されたことから、この地域の商人を奥商人と呼んでいたのです。また「一統」というのは、ここでは大町を中心とする城下特権商人たちのことでした。

さてこの上申ですが「右の通り仰せ付けられ、上方関東より直仕入れの儀、拙者共仲間へ御免成し下され」とあり、藩から承認されたことが分かります。そして寛永八年（二六三二）には、大町豊後と今泉山城の連名による「御墨印」（お墨付き）が下されています。ただし当該史料の表記から、この承認が藩からの仰付（口頭指令）と御墨印（文書発給）との二段階でなされたこと、とくに後者に年号が記されていることなどから、両者の間には多少なりとも時間差があったことが窺えます。

すなわちこの御墨印は、伊達政宗の没年が寛永十三年（二六三六）であることから、政宗が与えた特権を晩年になって改めて文書で確認したものともいえるでしょう。しかしなぜそれが必要になったのかと考えるならば、当時の社会経済情勢と結びつけて考察されるべきかと思えます。例えば御墨印が大町商人たちに下される少し前の寛永三年（二六二六）に、伊達政宗の命をうけた家臣川村孫兵衛の指導によって北上川の流路改修工事が竣工したという事実があります。これによって北上川は水上交通路として整備され、

③ 延寶元年他領商人共、奥筋江入込候ニ付、佐藤庄

左衛門様、國井仲左衛門様江御訴訟申上、御境目々々湊々共、御吟味之上、御停止ニ被成下候儀、留相見得申候、

一貞享貳年、右同断御座候、

④ 同五年他領商人、奥筋江直通不仕、大町之内江店借商、賣仕候様被仰渡、且奥筋商人共、江戸上方直仕入、弥以仕間敷由、御觸被成下候儀、留

ニ相見得申候、

一享保十六年、右同断御座候、

一寶曆九年、右同断御座候、

右之通、先年方段々重キ御吟味を以、御引立置被下置候段、誠以難有仕合奉存候、然處、近年奥筋商人仕入登り年増不足ニ罷成候ニ付、仲間之者共、不商連々困窮相尙、明店多罷成候、大町通之儀ハ、別段御飾之御所柄御座候處、不相應之商賣躰相成、乍恐

御先代様御思召茂不相立、隨而御町之者共、千萬歎ケ敷罷在候、依之内々吟味仕候處、氣仙沼、石巻、両所商人共、江戸上方方下り船江萬物直仕入、奥在々江渡賣仕候尙高莫大、近郡向寄之商人共、右両所ニ而仕入仕候得ハ、先以御仲役不相懸、其上諸雜用不足勝手ニ相成候間、追年津方直仕入、盛ニ被行候唱相見得申候間、仲間メリ人之者ニ、折入吟味

仙台領北部（奥郡など）を貫く動脈として位置づけられました。これによって河口港としての石巻は、広大な北上川流域圏とひつらふね艦船により一層緊密に結びつけられることになりました。これは仙台城下と離れた地域のできごとのようにですが、しかしこのできごとと城下商人の動きとは連動していると考えるべきです。

それというのも北上川の河川改修により、上方や江戸から石巻へ帰る廻船が積んで来た商品が、仙台城下（大町商人ら）經由でなく石巻から北上川を使って奥郡へ直接入つていくルートが開通したこと、すなわち奥商人たちにとって非常に便利でコスト的にも安い流通路が形成されたことを意味したからです。

いっぽう仙台城下の商人にとつては、北上川の改修事業は、自分たちを經由して奥商人へ諸商品がもたらされるといふ仙台藩の基本的な流通構造に対する脅威となつたと考えます。この時期に改めて御墨印発給が求められたものは、基本的な流通構造の再確認が必要とされていたことと関わるのではないかといいことです。

2 近世前期における流通独占体制の再編強化

次に史料1の傍線部②をみると、寛文七年（一六六七）に至り、奥商人たちがそれまで禁止されていた江戸や上方からの直仕入れを「御免成し下されたく」（免除していただきたい）と藩に願ひ出たことがわかります。これに対し藩は「御吟味成し下され難き旨」（検討することはできない）として却下しています。すでに確立しつつあった城下商人たちの独占特権に対して、奥商人たちが異議をとなえていたことがわかります。

さらに史料1傍線部③の部分によれば、延宝元年（一六七三）に他領（藩領外）の商人

為仕候處、大船方夜中、密荷小舟ニ而忍ニ運送蔵入仕置、渡賣も右之手段仕候様子ニ相見得、自分ニ始末可仕様無之、無抛仕合罷在候、仍而憚至極奉存候得共、津方商人共之儀、萬々御吟味被成下度奉願上候、^⑦奥筋商人共之儀ハ、御定之通、御城下ニ而諸仕入商賣仕候様、御觸被成下度奉存候、委細之儀、御尋も御座候ハ、別紙ヲ以可奉申上候、先年方段々御觸御座候而御停止之儀申上候ハ、遠慮至極奉存候得共、當時之通、不商ニ而ハ、拙者共ニ不、御町中一統衰微可罷成与重々歎ケ敷、前々重ク御吟味被成下候御儀も御座候間、不顧憚如斯奉願上候、以上、

寛政元年

木綿 當番

十月廿一日

古手 同

絹布 同

小問物 同

縹綿 同

葉種 同

青山五左衛門殿

米川十右衛門殿

らが奥筋に入り込む事件があり、これを城下商人たちが藩に訴えて、境目や港などで調査がなされ、そうした行為の禁止を改めて申し渡されています。なお貞享二年（二六八五）にも同様の事件があつたとされます。

ちなみにこのような動きの背景として、時期が重複する寛文十一年（一六七二）の寛文事件、いわゆる伊達騒動が想起されます。これは仙台藩を揺るがした一大政治的事件でしたが、そのような藩の混乱に乗ずるように、特権的流通機構から締め出されていた奥商人や領外商人らが禁じられた営業活動に動き出したと考えるのがちすぎでしょうか。しかしこの時期に藩領の内と外からあたかも呼応するように独占的流通機構を突き崩すような動きが顕在化したことは、やはりこうした大きな社会的、政治的状況をもふまえてみていく必要があるというのが私の考えです。

さてこうした動きに対して、史料1傍線部④によれば、貞享五年（二六八八）に藩は、「他領商人、奥筋へ直通仕らず」および「奥筋商人共、江戸上方より直仕入、弥々もつて仕るまじき由お触れなしくだされ」と、他領商人と奥商人のそうした行為を厳しく禁止するという通達が重ねて出されました。奥商人と他領商人の直接取引を遮断するという従来の方針を一層徹底したのですが、注目されるのは、ただ禁圧するだけではこうした行為を根絶できないとみたのでしょうか、「大町之内へ店借^{たなが}り商売仕り候様仰せ付けられ」とあり、奥商人と取引したい他領の商人は、大町に店借りすればやってよろしいという条項が加えられていることです。藩は、領内外の商品流通において仙台城下を経由させるという方式を堅持するうえで、そこに仲間外商人が参入できる余地をとつたともみられます。

それとともにこの時期、仙台藩の流通機構において大きな動きとして知られるべきこと

史料2

安永四年（一七七五）・仙台城下大町商人の願書

〔仙台市史（旧）〕9 資料篇2・48頁〕

大町三四五丁目肝人只野利右衛門願状寫

〔只野淳氏旧蔵〕

大町通商賣物之儀者、古手木綿呉服小問物繰綿、右五品ハ壹貳三四丁目ニおゐて商賣可仕旨、往古御墨印大町江被下置候處、寶永年中大火之節、御墨印ハ焼失仕候、

（中略）

一當八幡堂町、七北田口門前町、并原之町、小泉河

原五軒茶屋、長町ハ、御城下續キ御郡方、右御門

前町共ニ、右場所ハ御町之同前ニ辻麻店同様ニも

被成下、木綿ハ小切、古手ハときわけ物之類、商

賣ニ被成下候上ハ、木綿反物古手ハ、着類大町通

にて買調候得者、御所柄賑ニ罷成候、御村方之者

共、多くハ御城下江日々産物持出し、商賣仕候ニ

付、大町通にて買調候共、達而不自由痛等ニ罷成

間敷候、然る所、御城下出口并端々ハ、物毎下直

ニ御座候由、自然ト申觸候、全株大町通方仕入方

仕候義ニ御座候、扱又、古手物等質物流、御城下

ニ而買出候共、密々ニ右場所江指出候唱等御座候

處、右買出し商人共、質屋等方買出し候共、壹丁

があります。貞享二（一六八五）年十二月、塩竈

町の住民らに対し九ヶ条からなる藩令が出された
ことです。「塩竈村之者共に可申渡事」という表

題で出されたこの藩令は、発令された年号から
「貞享特令」とも呼ばれますが、その内容は塩

竈町人に対する地子・諸役の免除、金銭の給与、
年市・六斎市・見世物興行の開催許可、商人荷

物・五十集・材木船の塩竈入港の強制、海岸新田
の開發許可などからなり、どれをとつても塩竈に

対する大きな優遇措置ということになります。【写
真】

なぜこのような藩令がこの時期に塩竈に対して
出されたのでしょうか。実はこれに先だつて寛文

十年（一六七〇）には、塩竈と蒲生を結ぶ沿海運
河「御船入堀」が開削されたことで、それまでは

塩竈を経由していた諸商品が運河に流れてしま
い、塩竈町が衰微するという事態をもたらしてい

たのです。これは塩竈町を門前町とする鹽竈神社
の衰退にも直結することから、折しも領内主要寺

社の振興を政治方針としていた藩主伊達綱村に

（写真）貞享特令（小池曲江書）

九十餘字に書
臨鹽竈村之者其共可申渡事
一鹽竈本地之内吉津、介給分、地共
一國、御藏入、石成、石物成、分同村、
寺軒持、次第、可下、御下、
分、地常物成者、難下、御下、
御藏入、物成、斗下、御下、
御下、御下、御下、
一當年、御下、金子、五百、五十、兩、宛、毎年、右
同村、御下、御下、御下、御下、
一鹽竈、早、未、年、七月、十日、八月、十四、日、迄、每
年、小、落、駈、日、市、可、付、右、立、事、
一右、於、同、所、每、年、三、月、七、月、西、夜、見、物
芝、居、相、立、御下、可、為、御下、免、事、
一自、今、以後、高、人、荷、物、五、十、集、船、并
御園、他、園、材、木、船、御下、
一御下、御下、御下、御下、
一從、鹽、竈、市、川、村、山、王、村、共、入、作、地
御物、成、之、内、從、去、年、御下、
一鹽、竈、町、諸、役、之、分、從、去、年、御下、
免、事、
一同、村、之、者、為、御下、御下、
一從、去、年、於、同、所、每、年、六、度、御下、
御下、御下、
右、之、鹽、竈、村、之、者、共、申、合、作、御下、
御下、御下、御下、
真、享、二、年、丑、十、二、月、廿、五、日、
藩、主、御下、
柴、田、内、匠、
昔、山、君、公、御下、

（鹽竈神社博物館蔵）

目江持出し商賣仕候等ニ御座候、先年御近在方專

地古手相出、壹丁目江指出し賣買仕候由、其頃ハ
本柳町通横町小前下迄、辻嫁（稼）々と申、大勢

並居さまくの古手商賣仕候ニ付、御城下江日々
ニ罷出候炭薪賣等、壹丁目江入組、右之買物重ニ

仕候ニ付、甚賑申候由ニ御座候、近年ハ却而右躰
之商物持出し、商賣仕候者無御座候、右御郡方と

乍申度、御城下續きに御座候間、木綿ハ反物、古
手ハ着類之分、被相留被下置、右辻麻同前小切と

きわけ物之類計之商賣ニ被成下候上者、壹丁目通
右如古来之、御所柄賑ニ罷成候御儀ニ奉存候間、
乍恐申上候御事、

一津方并與在々江、大町通仲間方密荷等より人相下
し置候處、可罷成御義ニも御座候ハ、與在々江

被相下候御足輕衆、御小人目付衆成共、船荷等江
立入候様被成下候上者、常式共ニ御威光を以、別

而より罷成候儀ニ奉存候間、右立入密荷等吟味仕
候様被相下度、乍恐申上候御事、

右之通入御役被召上候義、壹ヶ年中、都合仕候金高
之御儀、當前を以申上候時ハ、直仕入之商人共、相

痛候趣意御座候得共、全く相痛候儀ハ有御座、右繰
綿間屋役ニ銀四匁置、数拾ヶ年、近年ニ罷成御運上

とつては、これを放置するわけにはいかず、貞享特令の発令に踏み切ったものと考えられます。そして商人荷物、五十集、材木の三種に限ってはありますが、これらを搭載した船の塩竈港への入港が義務づけられたことは、領内流通構造に大きな影響をもたらすことになりました。これは基本的には仙台城下の仲間商人に与えたのと同様の独占的特権の一部を、塩竈に対しても分与したわけで、仙台城下と塩竈港町とが一体となった領内流通機構への再編ともいえます。いずれにしても仙台領内の流通構造をめぐって、こうした一連の動きが寛文から貞享年間にかけて急速に展開したわけですから。

3 天明期における流通独占体制の弛緩

ここまでが近世前期の仙台藩の流通機構の確立過程ともいえる部分です。史料1にはさらにその後の状況についても書かれていますので、見てみたいと思います。

史料1傍線部⑤によると、「近年、奥筋商人登り、年増し不足に罷り成り」とあり、奥商人が年々城下町に取引に來なくなっているということです。その結果「(城下) 仲間之者共、不商い連々困窮あい禿、明店多く罷り成り」として、奥商人が來ないため城下の六仲間の商人らの売り上げが落ち、次第に困窮して潰れる者も現われ、空き店舗も増加しているということです。また「大町之儀は別段御飾之御所柄」、すなわち大町は仙台のなかでも特に「御飾り」(シンボル)の場所であるにも関わらず「不相応の商売躰あいなり」と、中心部にふさわしくない状態になっているとの認識があるわけです。

どうしてそうなったのが傍線部⑥に書かれています。内々に調査したところ、気仙

相納、此度右入御役、大町通五品一躰之上納にも罷成候、

勿論仲御役、右壹ヶ年都合仕候得者、莫大之上納にハ候得共、金高之儀ニハ御座候處、少分宛之御儀に付、在々商人共相痛不申儀ニ奉存候、猶更入御役之儀ハ、金高ニ而被召上候と違、荷物壹駄ニ付被召上候得者、相痛候儀無御座候儀と乍恐奉存候、且、他町木綿店之儀、大町江仲間入仕、直染等ニ仕候に付、大町通不賑ニ罷成、明店数拾軒ニ及候間、右店他町仲間共、引移候得者自ラ御所柄賑ニ罷成候、尤御門前町并長町、原町、小泉河原之儀者、御城下續之儀ニ御座候得共、右木綿古手反着物之類、商賣被相留被下置候共、右店々之儀者、品々小細之類迄商賣仕候、大町通之儀者、木綿店等不限、五品之商賣共ニ壹品一通之商ニ而、余商賣物取合せ、店々江飾立商賣不罷成御所柄之儀ニ御座候間、右御郡方共ニ御城下御町之辻麻店、門前ニ被下候共、小細之物商賣仕候間、相痛候品々も有御座間敷奉存候、左候得者、大町通店々、格別之賑ニ罷成候儀ニ奉存候、然ら者猶更、入御役被召上候共、直仕人仕候商人共、相痛申儀者無御座候儀ニ奉存候間、右品々不顧憚、乍恐存寄を以如斯申上候、以上、

大町三四五丁目肝入

沼・石巻、両所の商人どもが、江戸上方より下ってくる船から直に万物商品を仕入れ、それを奥在々へ売り渡しており、その荷物高は莫大にのぼっているというのです。また近隣関係の商人共も、気仙沼や石巻で仕入れると「御仲役」（取引税）がかからず、「諸雜用」（諸経費）も少なくてすむため、これを有利として年を追って「津方直仕入れ」が盛んに行われるようになっていくというのです。

こうした事態に仲間商人たちは、「仲間メリ人」すなわち仲間から取締員（調査員）を現地に派遣し「折入り吟味」（特別調査）を実施したのです。すると気仙沼や石巻の港に停泊している大船から夜中に「密荷」を小舟で密かに運送し蔵入りさせるといった実態もあつたというのです。これでは「自分に始末仕るべく様これ無く、よんどころなき仕合罷りあり」と述べて、もう仲間たちだけではどうにも手に負えないという実態を訴えています。

最後にこういう津方商人どもは嚴重に取り調べて欲しい、また奥筋商人どもへはお定めのとおり御城下にて諸商品を仕入れるようお触れを出して欲しいと願っています。最後の部分では、このままの状態では、自分たち大町商人に限らず「御町中一統衰微罷り成るべくと重々歎げかわしく」と訴えております。

ところで冒頭の表記の「近年」とはいつ頃のことなのでしょう。おそらくはこの史料が書かれた寛政元年からせいぜい十年くらい遡るまでの間くらいではないかと思えます。するとここで述べられていたのは、ほぼ天明年間（一七八〇年代）ということになります。以上をまとめると史料1は、仙台藩と仙台城下町が成立してから近世中期の寛政頃までの流通構造の変容や商人勢力の変転について述べたきわめて興味深い史料といえます。江

只野利右衛門

安永四年

十一月

史料3

天明二年（一七八二）藩の奉行からの申し渡し

〔仙台市史（旧）〕9資料篇2・62頁〜

伊達氏奉行申渡状寫

〔國典十八冊集〕宮城県圖書館旧蔵

今泉孫四郎殿

外記

眞山左衛門殿

下野

將監

① 近年輕者妻妾等、古手賣出候者江副合、古手令商

賣、代呂物古手店江令持參候義も無之、右店之者商

之障ニ相成旨申出、御町奉行相達候、右商人之内ニ

ハ諸士宿守、井門前拝借屋敷、御扶持人借屋躰之妻

等之内にも有之候様相聞得候、全躰密賣之義、甚女

之身として令振賣候義、不都合之事ニ候間、以来訖

度相止候様相通候、首尾可有之候、以上、

二月十七日

右之通、辻店組合□ニテ御用前上野權太夫方江申來候事、

天明貳年六月

戸時代初期に誕生し続いてきた大町の独占体制が、中期以後になると次第に動揺してくるのです。その象徴が大町に代表される仙台城下を通らない商品の増加と、仙台中心部の町々の衰退として現れていることが分かります。

II 城下町の内部からの流通独占の動揺

1 端々町の商業と流通独占体制の動揺

史料1で描かれていた大町に代表される仙台城下町の衰退は、奥商人や他領商人、そして両者を繋ぐ気仙沼や石巻など港町商人の新たな商業活動から引き起こされてきたことが述べられていました。しかし実はそればかりではなく、仙台城下町の内部から、いわば足元からもそうした動きが芽生えてくるのです。史料2(27頁)は、そうした状況をうかがうことのできるこれまた興味深い史料です。

史料2は安永四年(一七七五)、大町三四五丁目の肝入の只野利右衛門が訴えた願書です。傍線①〜⑤をご覧ください。史料の冒頭に五つの地名が並んでいます。①「当八幡堂町」とは八幡界限(青葉区八幡)、②「七北田口門前町」とは通町界限(青葉区通町)、③「原之町」とは原町界限(宮城野区原町)、④「小泉河原五軒茶屋」とは河原町界限(若林区河原町)、⑤「長町」とは長町界限(太白区長町)をそれぞれ意味しているとみられます。これを地図上(大正元年「最新版 仙台市全図」)に示してみました(32頁)。地図の地下は大正期のものですが、町の基本構造は江戸時代のもので大きくは変わっていないものと思われま

史料4

天明二年(一七八二)「仲騷録」

菊田源兵衛一件

《仙台市史(旧)》9資料篇2・138頁〜

仲騷録

仙臺市菊池武一氏所蔵

天保十四癸卯九月、東昌寺門前菊田源兵衛、太物古手呉服等、同處ニ於テ直任入商賣仕度段願申出、右願相濟、既ニ御下知ニモ罷成候風説、青山五左衛門殿工御呼出シノ上、仰談ゼラレ願申上候寫左之通、申談度儀之レ有候條、明四ツ時打揃罷出ラレ可ク、尤モ折入談度儀ニ候條、直々罷出ラレ可ク候、以上
天保十四年卯九月四日 青山五左衛門

中井新三郎殿

岩井作兵衛殿

谷口惣兵衛殿

日野定兵衛殿

鈴木新八殿

佐藤助五郎支配人

太兵衛殿

壺屋新七殿

乍恐口上書ヲ以テ申上奉り候御事

①拙者共仲間、太物古手呉服商賣罷在申候處、東昌寺門前菊田源兵衛儀、此度太物古手呉服、同處ニ於テ

この地図を見ると、これら五地区はすべて城下町の外周部にあり、しかも城下から出て行く街道に沿った場所であったことが分かります。例えば①は山形方面へ向かう作並街道の出口、②は盛岡方面へ向かう奥州街道の出口、③は塩竈方面へ向かう塩竈街道（利府街道）の出口、④と⑤は江戸方面へ向かう奥州街道の出口にあたっていました。これを史料では「御城下出口并に端々」^{でぐららび はしほし}とも表記していました。城下出口にある「端々」（末端の）地区ということになります。



直社入、商賣志願金ヲ以、御免成シ下サレ度、願上奉候事ニ粗承知奉候處、愈風唱之通、御免成シ下サレ候義ニ有ラセラル可ク哉、拙者共商賣之儀、恐ナガラ貞山様重キ御墨印下シ置カレ、御思召ヲ以テ、六仲間立テ下サレ、他御町ニテ直仕入相成リ難ク、右六仲間商人、萬代不易連綿引續商賣罷在候儀、冥加至極有リ難キ仕合ニ存ジ奉り候、然ル處、木綿商人大町ニ数組相置カレ、先年御城下御町方、大出火ニテ類焼仕候節、諸商人散乱仕リ、木綿商人共モ、他御町ニテ商賣罷在候處、享保年中、願申上候砌、以來ハ大町ニ限り新規店相出シ、他御町之儀ハ、有来木綿商人共店相仕舞、次第ニ後年減ニ仕、新規店相出シ度モノハ、大町へ相出シ申ス可ク、其節仰セ渡シ置カレ、尤モ古手商人之儀ハ、壹丁目壹丁株ニ成シ下サレ、太物并呉服商賣之儀ハ、大町二三丁目ニ限り、直仕入相免シ置カレ候儀ニテ、御先代様重キ御思召ヲ以テ、六仲間問屋立テ下シ置カレ、仕入ノ義ハ、大町ニ限り相免シ置カレ、先年ヨリ六仲間商ノ志願ヲ以テ、他御町ハ勿論、門前等エ相免サレ候儀御座無ク、連綿引續商賣罷在候儀ニ御座候得共、大町通之儀ハ、段々御見聞モ成シ下サレ候通衰微仕リ、分テ一統トハ申ナガラ、去巳申兩歳ノ凶作ニ付テハ、犇ト罷成リ閉店仕

ちなみに今回、焦点となつてゐる通町から堤町にかけての地区は、②の「七北田口門前町」と表記されている地区にあたります。ここはほかの四つの地区と合わせて、ともに問題とされている地区なのです。

さて傍線部の続きをみると「御城下続つづキ御郡方、右門前町共に」とあるように、この五つの地区は、御城下続きながら実際の支配は御郡方でした。つまりこの地区の多くはいずれも厳密に言えば町奉行の管轄する城下町ではなく、御郡奉行の管轄する村方だったのです。しかし「右場所は御町の同前に辻麻店つじあきだな同様に成し下され」とあるように、ここには城下町と同様「辻麻店」などが展開してゐたのです。「辻麻店」というのは聞き慣れませんが、あるいは「辻床店」の誤字でしょうか。辻床店であれば、江戸の繁華街や場末町などにごく一般的に見られた露天商や屋台商のような小さな店舗のことを言うことになりま

す。

この五つの地区は、どうやらそうした零細な店舗が集積し、管轄上はあくまでも村方ながら、見た目には城下町と同じような町場の様相を呈してゐたわけです。また傍線によれば、それらの店舗で扱うべき商品として「木綿ハ小切、古手ハときわけ物もの之類」とされてゐました。古手のときわけとは、古手（古着）がさらにボロになつたものを解ほどいて、まだ使える繊維だけを集めた究極のリサイクル商品でした。城下町商人からすると、これら五つの地区の商人とは、木綿なら端切れ、古手はときわけなど、城下町商人が扱わないような商品を扱う商人と位置づけられ、このような住み分けをおこなつてさえているならば「所柄賑ところばやしに罷り成り」と、それぞれの地区の繁栄にも結びつくのだといふのです。

ところで「御村方むらかた之者共、多くは御城下へ日々

候モノ多ニテ、偲々商賣仕候モノトモハ、纒こニ外之レ無ク、大町通衰微仕候儀ハ、筆紙ニ申上難ク候、此段ハ至極敷カ敷御座候、右様之節場エ、志願金ヲ以テ、此度源兵衛工木綿等直仕入、御免成シ下サレ候ハバ、一統右ノ振合ヲ以テ、諸方ヨリ願申上、御免成シ下サレ候ハバ、拙者共何以テ家門相續仕ル可キ哉、恐乍ラ

御先代様 御思召ヲ以、六仲間立テ下サレ候御趣意モ空敷罷成り、此段恐乍ラ御勘察成シ下サレ度存ジ奉リ候、將又商道宮居候方ヨリ、先年ヨリ調達金モ仰付ラレ、近年ニ至リ候テハ、天保六年ヨリ同十年マデ御貸金、大凡貳萬兩程仰付ラレ、右金調達候得共、今以テ返シ下サラズ、其他御國産方ニテ為替成シ下サレ候分、六仲間商人手前ニテ、大凡金四萬兩程取組ノ分、是又相渡サレズ、其上去年中少ナカラザルノ御手傳金モ、仰付ラレ旁ニ付、犇ト指逼リ罷在リ、常年ニ至リ候テモ、御貸上金両度 仰付ラレ、一ケ度ハ返シ下サレ、亦以テ此度、急之御貸金仰付ラレ候ニ付テハ、数度之儀ニテ、至極指逼リ居候義ニ御座候間、商躰宮罷在候義ニ候ハバ、相痛居候ナガラモ、御町役ノ義ニテ、非常ノ差略ヲ以テ調達罷在候處、前書之通、源兵衛へ先年ヨリ御座無キ志願金ヲ以テ、太物等直仕入、御免成シ下サレ候

罷り出で候炭薪売等、忝丁目へ入組み」あるように、近郊地帯の農民たちは毎日のように野菜などの農産物や薪炭などの林産物を馬に付けるなどして城下町へ売り込みにやつてきていたので、帰りには大町通りなどに入り込み買物をしていたというのです。そのため大町に近い本柳町横町などには古手市が自然発生的に出現し、そこに古手商人が「辻稼ぎと申し大勢並居」といった状況もみられ、大町周辺は「甚だ賑い申」したというのです。

ところが近世中期になると、ここでみた「端々」五つの地区が隆盛となり、近郊の農民たちもまた城下への行き帰りに通過するこれらの場所が「物毎下直に御座候由、自然と申し触れ候」とあるように、そこでは何でも安いと自然と口コミで評判が広がり、近郊農民たちは大町通りなどを離れてそちらに流れているというのです。そうなると本来は大町通りで扱わなければならない「古手物等質物流」なども、「密々に」つまり密かにこの地区へ持ち出して売買する者まで現れるようになって、大町通りの衰退に拍車をかけているというのです。

そこでこの史料では、この五つの地区に対しては、城下続きとはいっても、木綿であれば反物、古手であれば着物などの取引は「相留められ」すなわち禁止していただきたいこと、「小切ときわけ物計の商売に成し下され候上は、忝丁目通より古来の如く御所柄販に罷り成り候」として、かつてのように住み分けて商売して賑わいを取り戻したいというのです。

なお最後の傍線部でも「御門前町并に長町、原町、小泉河原」といった「端々町」の商人たちについて、彼らには木綿・古手などの商売をせずとも小細の類の商売があるとしています。しかし大町通りは、木綿店に限らず五品の商売いづれも「忝品一通之商」、つ

ハ、右源兵衛ニモ限ラズ、他御町諸門前ヨリ志願之義申上ベク、左候ハバ、拙者共商躰他御町へ奪ハレ、拙者共渡世相續ニモ相放レ、御町役等ハ勿論、家門相續仕ルベキ様御座ナク、恐乍ラ 御先代様御思召ヲ以テ、六仲間立テ下サレ、連綿商賣引續罷在候義ヲ、志願等ノタメ、後年ニ至リ、臨時ノ御吟味ヲ以テ、相免セラレ候義ニテハ、永續仕ル可キ様御座無ク候、恐乍ラ 御先代様 御思召ノ御趣意モ相失ヒ、拙者共渡世ニ相放レ候儀、至極歎ケ敷御儀ニ御座候間、源兵衛へ志願等ヲ以、木綿等直仕入、御免成シ下サレ候義、御指留成シ下サレ、拙者共仲間永續仕候様、御吟味成シ下サレ度存ジ奉り候、将又、時々御吟味ヲ以テ、志願金召上ラレ難ク成セラレズ候ハ、是非ニ及バサル義ニ御座候處、右源兵衛義、何程志願金差上候訳ニ御座有ルベキ哉、右金高仰渡サレ候様成シ下サレ度、右金高ニムカへ、尚又別テ吟味仕、申上候様仕ル可ク、此段共恐憚ヲ顧ミズ、拙者連名ヲ以テ、此ノ如ク申上奉り候、以上

呉服 當番 (印)

天保十四年九月

古手 當番

太物 當番 (印)

青山五左衛門殿

まりそれを専門に扱っていて、ほかの雑多な商売物を取り合わせて店々を飾り立てるよう
なに商売とは違う「所柄ところがら」だということです。

この主張には大町商人の特質がよく表れているように思われます。多様で雑多な商品で
お客さんの目を引こうとする商売ではなく、大きく構えて重厚な一品の商品を扱うのが大
町通りの商人らの誇りであるといえるでしょう。だからこそ端々町はそういうものには手
を出さず、小細な商品を取り扱うべきだということです。

しかし仙台城下町ではこうした街道沿いの地区が、大町通りを脅かすほどの商業的の発
展を遂げていたのです。そして五つの地区は、本来大町で扱う商品も含めて手広く取引を
おこない、物価の安さ、そしておそらく独占特権を与えられた大町商人とは異なる顧客対
応のよさなどでも庶民の支持をうけるようになっていたと考えられます。

ここで見てきたのは同じ城下であっても、周辺部ながら交通の便のよい場所に位置する
地区が急速に発展し、中心地区の商業を脅かす存在になっている事実です。そうした地区
として五つの地区があげられているわけですが、それらはみな城下町から抜ける街道に
そつて町場の賑わいが村方の領域に突出して拡張した部分でした。

実は同じ時期の江戸でも同様の事態がみられたことが知られています。すなわち近世後
期、江戸から出る街道に沿って町場が急速に成長していたのです。例えば東海道沿いの品
川がわ、中山道沿いの本郷ほんごう、甲州街道沿いの新宿しんじゅく、奥州街道沿いの千住せんじゅといった具合です。

さらに世界的にみると同じ頃にフランスやイギリスに出現した「のみ(蚤)の市」が
想起されます。産業革命揺籃期の当時のロンドンやパリには、市街の外れに「のみの市」
が生まれ、人々はそこに出かけショッピングを楽しんだのです。「のみの市」とは、その

浅井忠内殿

但シ折紙ヲ以テ申上奉り候事

右へ青山殿末書之寫

東昌寺門前菊田源兵衛儀、此度太物古手呉服、同處
ニ於テ直仕入商賣、志願金ヲ以テ御免成シ下サレ
度、願上奉候事ニ粗承知奉り候處、弥風唱之通、御
免成シ下サレ候御儀ニ有ラセラル可ク哉、太物等商
賣之儀ハ、

貞山様重キ御思召ヲ以テ、六仲門（間）へ立テ下サレ、他
御町ニテ直仕入相成難ク、右六仲門（間）大町ニ限り直仕
入御免成シ下サレ、商道掟立テ下シ置カレ候處、此
度右源兵衛志願金ヲ以テ、太物商賣御免成シ下サ
レ候テハ、家門相續仕ル可キ様御座無ク候間、源兵
衛志願ヲ以テ、木綿等直仕入御免成シ下サレ候
義、御指留成シ下サレ、永續仕候様成シ下サレ度、
尤志願金召上ゲラレズ、成サセラレ難ク御吟味候ハ
バ、源兵衛儀、何程志願金差上候訳ニ之レ有ル可キ
哉、右金高仰渡サレ候様成シ下サレ度由、品々別紙
之通、太物古手呉服、右三仲間之者トモ申出候間、
吟味仕候處、根元大町通ノ義ハ、恐乍ラ、
貞山様重キ

仰出サレヲ以テ、大町通り向後引續申ベキ品々考申
上可キ旨、五左衛門先祖青山出雲仰付ラレ、之ヲ承

名の通り粗末で廉価な商品を露天や屋台の商人が商っていたことから名付けられたものです。パリのクリニャンクール(Clichancourt)、ロンドンのカムデンタウン(Camden Town)などは、当時から今日まで続く蚤の市の代表的なものです。両市とも現在もお主力商品は古着が中心といわれます。ここでもまさに古着やときわけが商われています。

そうした知見をふまえて改めて考えてみると、現在の仙台でも、この五つの地区というのは独自の個性というか勢いを持った町のように思われますが、いかがでしょうか。八幡、北仙台、原町、河原町、長町と、今でもいろいろな意味で中心部とは違った独自の気風きぶを持った地区であると思います。ここで見てきた史料でも、城下の中心部にあたる大町通りは、藩の手厚い保護を受けてきたのに対して、これら五つの地区はむしろ中心部の商業勢力や藩権力の抑圧を受けながら、庶民の力と蓄えた経済力でこれをはねのけ、自力ではい上がってくるような逞しさをもった町々というイメージです。

ただし今回の史料はいずれも大町通りに結集する商人たちの主張にもとづいており、たゞこれを素直に読んでいくと五つの地区はあたかも不法な活動をおこなっているような印象になります。しかしこれはあくまで近世の仙台藩の経済政策からみれば、あるいは中心部の大町通りの商人の側からみればこうなる、ということであつて、近代になればまた市場経済の原理が貫徹するようになり、むしろ競争して値段が安い方にお客が行くという、五つの地区の側の論理こそが資本主義経済での基本的ルールになっていくわけです。興味深いのは五つの地区の側は、誰から言われたわけでもなく、日々の商いの取り組みというか実践の積み重ねのなかからそうした市場原理を生み出していったことにあります。

知奉り、壹貳三四丁目ノ内、他領商人トシテ、問屋
六人立テ下シ置カレ、右商人上方ニオキテ、直買御
停止ニ御定成シ置カレ候得バ、奥商人御城下エ罷登
リ、買調申候ニ付、後年大町通相賑可キノ旨申上、
奥筋御界目御格式仰渡サレ候ニ付、他領商人問屋附
仕リ、奥商人罷登候様ニ右出雲言上奉候通、大町通
賑ヒ、上方ニモ之レ無キ講結成マダリ家作等相出候ニ
付、遠近國々商人、御城下商ノ様子承リ及ビ、所望
ノ金錢借貸相圖リ、共ニ自由仕候、此旨恐乍ラ上聞
ニ達シ、木綿絹布古手小問物繰綿商人共、大町ノ外
指置カレ間敷由、寛永八年、御墨印下シ置カレ、商
物他處仕入ノ儀ハ、大町六仲間商人限り相免サレ、
他御町ニテ直仕入、相成難キ商道ノ掟ニ御座候處、
此度右源兵衛エ、木綿等直仕入、御免成シ下サル事
ニ罷成候ハ、右源兵衛ニモ限ラズ、他御町ハ申ス
ニ及バズ、諸門前ヨリ志願ノ義申上可ク、六仲間商
物之義ハ、先年ヨリ志願等ヲ以テ、相免サレ候義御
座無ク候、連綿引續キ商賣罷在、右六仲間トモ限ラ
ズ商物ノ儀ハ、御先代様ヨリ御町々毎ニ、壹株ニ付
ケ下サレ、夫々御規法モ立テ下シ置カレ候儀ニ御座
候處、余事ト違ヒ、商物志願等ヲ以テ、御免シ下サ
レ候事ニテハ、指當リ御町方御規法モ相崩レ、自然
衰微ノ根元ニ罷成リ、大町通りノ義ハ、余事ヲ以テ

その意味で、商業流通の側面から見ると、仙台城下町は中心部と周辺部のせめぎ合いの歴史としてもとらえられ、そのような観点からそれぞれの地区の個性を見出していくことができます。例えば、八幡町は城下の西に広がる愛子^{あやし}など作並街道沿いの村々と結びつき、通町から堤町は、城下の北に広がる七北田^{ななきた}や松森方面など奥州街道沿いの村々とつながり、原町は城下の東に広がる塩竈や利府街道方面と結びついていました。そして河原町や長町は城下の南に広がる六郷・七郷や日辺^{ひつべ}・飯田など奥州街道沿いの村々を後背地とし、そことの繋がりの中で展開してきたわけです。五つの地区は、城下の入口（出口）で中心部に向かう人々を待ち構え、彼らを手前で遮断して取り込むという地の利を生かし、発展を遂げていたのです。そして通町から堤町にかけての界限もそうした強烈な個性をもった地域として立ち現れていたように思われるのです。

2 城下の女性たちの商業活動による流通独占の動揺

この問題を考えるため、もう一つの史料を紹介したいと思います。史料3（30頁）これも江戸時代中期の天明年間、仙台藩の奉行が申し渡したお触れです。

冒頭にまず「近年、輕者^{かろもの}妻妾^{さいしやうら}等」とあります。「輕者」というのは、後半に「諸士宿^{しよししゆく}守井門前^{もりいんぜん}拝借屋敷^{はいしやくやくしき}、御扶持人^{おふちにしやくやてい}借屋体之妻等^{のつまら}」とあることから、武士身分であつても宿守、拝借屋敷、借家といった屋敷を拝領していないクラス、いわゆる輕輩の者たちとみられませんが、さらに一般町人も含めて考えてよいのではないかと思えます。また「妾^{めかけ}」は字義通りの妾^{めかけ}というよりは、妻以外の女性一般を広く指していると思えます。

史料によればそうした階層の女性たちが、古手売りの商人たちに付いて「古手商売」を

毎々申上置候通、至極相衰、明キ店多ク、御場所柄不相應之者而已住居罷在リ、時ノ盛衰トハ申上ラ、至極相衰ヒ引立ノ身、只管吟味罷在候事ニハ御座候得共、一統ノ事ニテ、此段ハ至極敷敷事ニ御座候、将御時之御吟味トハ申上ラ、御先代様

御思召ヲ以テ、六仲間立テ下シ置カレ候商物、志願ヲ以テ相免サレ候事ニ罷成候テハ、都テ右ニ准シ、後年轉變仕候ハ、商人共子孫何ヲ以テ相續安堵仕ル可キ哉、御用金等御座有ル節ハ、御膝元ノ御町商人共、先年ヨリ拔群ノ御用モ相立チ、近年ニ至リテハ、委曲紙面ニ相見得候通、御町方一統御用金ノタメ相痛居候旨、商躰宮居ル御町役ノ義ニ候得バ、痛ナガラモ相、右故至極相痛候義ハ、御見聞モ成シ下サレ候通之義ニテ、商道之営ヲ以テ、家門相續候ハ勿論、御町役等モ相勤罷在候義ニ御座候處、六仲間商物之義ハ、掟モ之レ有リ、他御町ニテサヘモ、直仕入相成リ難ク、況ンヤ諸門前ノ義ハ、素ヨリ直仕入等ハ吟味ニ及ハズ、然ルヲ此度、源兵衛ヘ直仕入等御免成シ下サレ候ハ、其余諸門前ヨリ願申上ベク、左候ハバ諸門前ニテ諸物事足り候方ヨリ、大町通りヘ罷越買調候者ハ之レ無ク、大町通りハ銘儀一通リニ罷成リ、大町通衰微仕候義ハ眼前之義、根元

おこなっているというのです。「代呂物、古手店へ持参候義もこれ無く」の部分は少し分
かりにくいですが、正規の古手店に商品を通すことなく商売をしているということで、つ
まりは無許可営業をしているということでしょう。これが「店の者商いの障りにあい成る
旨」とあるように古手店の商売の障害になつていくというのです。

仙台城下でも足軽層の人々が内職稼ぎをしていたことはよく知られていますが、この史
料では、その妻女らが副業あるいは内職として古着の売買に従事していたことが問題とさ
れています。彼女たちの商いはどう見ても店舗商いではなく、持ち歩ける程度の一反、二
反といった商品を訪問販売によつて売り歩くタイプのものだと思います。ですから一人あ
たりの売上金額はそれほど大きなものでなかつたでしょうが、どうやらその人数が少なく
ないらしく、結果として大町の商売を脅かすほどの存在になつていくというのです。こう
した事態に対し藩の奉行は、「女之身として振売せしめ候義、不都合の事」として「以来、
きつとあい止め候様」と禁止を申し渡しています。

今でもそうですが、女性は商いにおいて大きな力をもっています。行商のおばさんたち
とか市場の女性たちとか、いずれも男性を凌ぐ勢いで商いにたずさわっています。この
ように女性と商いの繋がりは遙か古くからの伝統的なものであつたことが窺えます。こ
うした繋がりは、藩の奉行の禁令で断ち切れるものであつたのかどうか、これらのお触れが
どれだけの効果をもつたものかはおおいに疑問が残ります。

仙台城下町の中心部としての大町は、商業特権が与えられ、自分から頭を下げて商業活
動をしなくてもよい売り手市場、いふなれば殿様商売の状況が長年続いていました。かた
や五つの地区のように、抑圧されながらも自ら商売を繰り返すなかで、やがて大町通りの

商物之義ハ、御町方ニ預リ候ヲ、諸門前へ商道ヲ奪
ハレ候テハ、大町通りニ限リ候訳ニ之レ無く、御町
方一統衰微之根元、全躰ニ於テ、相當仕ラザル義ニ
御座候、六仲間之儀ハ、

御先代様

御思召ヲ以テ 御墨印下シ置カレ、油綿引續居候
ヲ、時之御吟味ヲ以テ、右源兵衛へ大物相免サレ候
事ニテハ、恐乍ラ

御先代様

御思召エモ相當仕ラズ、商人共業躰之商物ヲ、諸門
前へ相免サレ候テハ、何ヲ以テ家門相續仕ル可キ
哉、此段深く御勘弁成シ下サレ度存ジ奉リ候、将
又、去巳申之凶歳以来、一統トハ申乍ラ、御町方彝
ト相痛候ニ付テハ、人氣モ穩カ成ラズ、畢竟ハ面々
商躰ノ營モ行届キ兼ネ、其上近年ニ至リ候テハ、
時々調達金 仰付ラレ候ニ付テハ、尚更人氣モ手前
ニオキテ、夫々教諭モ仕置、人氣取ナダメ居候節
場、

御先代様

御思召ヲ以テ 御墨印下シ置カレ、六仲間商道掟立
テ下サレ、子孫萬代不易ト何レモ相心得罷在候ヲ、
此度志願金等ヲ以テ、商物相免サレ候事ニ候ハ、
御法令モ相失ヒ、後年何様ニ罷成ルベク哉、面々商

商人特権を脅かすまでになる商人たちが現れてくるのです。近世の城下町の商業をそういうふうに見ていくと、地域の構造もこれまでとはまた違った側面が見えてくるように思います。

近世初期においては仙台城下は誕生したばかりであり、城下町内外の流通網も未発達であつたとみられ、大町通りへの優遇政策はそうした事情もあつてとられたものとみられます。しかし近世中期にいたり流通経路も成熟してくるなかで、必然性がある所には自然発生的に新しい流通路が次々と出来ていきます。石巻や気仙沼から奥郡へ、あるいは城下の端々町を経由して周辺農村と城下町が結びつく、さらに女性たちによる小商いの積み重ねによる掴みどころのないような商売のネットワークが、非常に濃密に張り巡らされ始めるのです。ここまで見てきた3つの史料は、こうした状況を象徴的に表す事例だったといえます。

III 通町・菊田源兵衛と流通独占体制の動揺

ここでは近世後期の仙台城下町の流通構造を考えてみたいと思います。とくに今回のテーマでもある通町とおうちょうを代表する商人であつた菊田源兵衛きくたげんべえをとりあげてみたいと思います。この菊田源兵衛については、仙台市博物館の菅野正道さんから史料のご教示を賜りました。まず菅野さんが書かれた文章を引用したいと思います。(菅野正道「仙台城下「町人列伝」⑦ 酒造業で財をなし、社会奉仕にも尽力した「菊田源兵衛」(仙台商工会議所月報『飛翔』二〇〇九年九月号)

躰ニ相放レ候方ヨリ、商人共ニ一統騒立チ、此上弥々相免サレ候ハバ、大町通り商人共ニ一統ノ騒動ニモ罷成リ、此段ハ拙者共ニ於テモ至極歎歎、勿論此上何程ノ御用金 仰付ラレ候テモ、商人共業躰ニ相放レ候節ニ御座候得バ、調達仕ラセベキ様モ御座ナク、大町商人共危急ノ節場ニ御座候間、恐乍ラ商人永續サヘモ仕居候ハバ、自然、上之御用モ相立候義モ御座候間、右源兵衛エ志願金ヲ以テ、太物等相免サレ候儀ハ、御指留成シ下サレ、御先代様

御思召之御趣意モ相立、六仲門(間)基本モ相立チ永續仕候様、御別段ノ御吟味成シ下サレ度存ジ奉リ候、且又、志願金召上ラレザル御吟味ニ成サセラレ難ク御座候ハバ、如何様騒立チ候モ、是非ニ及バス候間、金高仰渡サレ候様成シ下サレ度、別紙差添此ノ如クニ相達申候、以上、

天保十四年九月六日

浅井忠内

青山五左衛門

猶以テ、諸門前ニテ古着下品ノ品、并太物等、大町問屋ヨリ仕入商賣仕リ、差支有無ノ義、天保十二年十月中、吟味聞届成サレ、右品諸門前、前ニテ商賣仕候テハ、商道掟ニ差支候間、相免サレザル様、御

菊田家は酒造を営む旧家で、中でも天明五年（一七八五）生まれの源兵衛が傑出した人物でした。源兵衛が家を継いだ当時、菊田家の家業は下降線をたどっていましたが、質素儉約を旨として経営に取り組んだ源兵衛は、家業の立て直しに成功しました。この当時、仙台藩は酒造に厳しい規制を加えており、藩の許可がなければ、酒造を営むことはできませんでした。また許可を得ても、多額の営業税を藩に納める必要があります、不作の時などは、しばしば酒造自体が禁止されることもありました。

そうした制約があるにもかかわらず、多くの人々が藩に献金などをして酒造業への参入を望みました。どうも、江戸時代において酒造業は、相当もうかる商売だったようです。菊田家が間口九間の間口を持つ大店であったのも、酒造業の利幅が大きかったことを物語っていると言えるでしょう。

酒造業で財を成した菊田源兵衛の活躍は、本業にとどまるものではありませんでした。天保の飢饉に際しては、飢えに苦しむ人々に粥を与えたり、救援資金を藩に提供したりしています。屋敷近くの北山から城下の北西へ向かう道がぬかるみやすく、人々が難儀していることから、私財を投じて道路改修を何度も行うなど、源兵衛は社会奉仕にも熱心に取り組みただです。

また源兵衛は学問を好み、家の近くにある東昌寺で座禅を組むこともしばしばでした。弘化二（一八四五）年、『善悪種時鏡』という仏教思想に基づく飢饉対策書を千部印刷し、人々に配ったのも、源兵衛の人となりを伝えるものと言えるでしょう。

一方で源兵衛は堅物なだけの商人ではありませんでした。仙台城下では呉服などを扱うには、「仲間」と呼ばれた同業組合に加入する必要がありました。しかし、源兵衛は「仲間」

吟味成シ下サレ度、其節相達置候儀モ御座候間、念ノ為メ此段モ相達申候、以上、

其二

東昌寺門前菊田源兵衛義、此度太物古手呉服、志願金ヲ以テ直仕入仕り、同處ニ於テ商賣仕度願上ゲ奉リ候事ニ粗ボ承知奉リ、弥々風唱之通、御免成シ下サレ候御儀ニ有ラセラルベク哉、太物等商賣之儀ハ、

貞山様重キ御思召ヲ以テ

御墨印下シ置カレ、六仲間立テ下シ置カレ、他御町ニテ直仕入相成リ難ク、右六仲間大町商人ニ限り御免成シ下サレ、商道掟立テ置カレ候處、此度源兵衛エ志願金ヲ以テ、太物等直仕入御免成シ下サレ候テハ、拙者共家門相續仕ルベキ様御座無ク候間、源兵衛志願ヲ以テ、直仕入御免成サレ候義、御差留成シ下サレ、拙者共仲間、家門永續仕候様、御吟味成シ下サレ度存シ奉リ候、且又、志願金等召上ラレズ成サセラレ難キ御儀ニモ有ラセラレ候ハバ、金高仰セ渡サレ候様成シ下サル義、其品々申上奉リ候處、源兵衛ヨリ指上ゲ奉リ候志願金六百拾両ニ之レ有リ候處、御時柄ノ義ニ候間、何分勘弁、拙者共仲間ニテ、過分御賃上金調達仕候様、品々御呼出ノ上、仰渡サレ承知奉リ、吟味仕候處、拙者トモ仲間ノ義

に加入せずに藩外から仕入れができるよう藩に願い出て許可を得ています。これは「仲間」の反対にあつて藩の許可は撤回されますが、旧態にとどまらずに新しい経営方法を模索しようとする源兵衛の氣質をここに見ることができるとは思います。

ここに掲載されている写真は、通町二丁目にある旧菊田家の屋敷です。東昌寺門前の検断を勤めたことから検断屋敷とも言われている建物です。仙台城下では間口六間の屋敷が一軒前とされて基本間口となつていますが、そのようななかで間口九間という大きな屋敷を有していた菊田家は、城下町の町人のなかでも突出した存在であつたことは間違いないと思います。

この菊田家についての史料が史料4（31頁）です。『仲騷録』という記録で、この表題は「六仲間を騒がせた記録」というような意味だろうと想像します。

まず史料の冒頭部分ですが、東昌寺門前の菊田源兵衛が、太物、古手、呉服等を同所において直仕入れして商売したいと願ひ出たことが記されています。これはすでにみてきたように藩によって禁止された行為でした。しかし源兵衛はあえてそれを藩に



古文書に見る仙台城下の商業情勢の変容と通町・堤町

ハ、先紙面ニモ品々申上奉り候通、

御先代様 御思召ヲ以テ

御墨印下シ置カレ候御趣意モ、空敷罷成候義、至極歎カ敷義ニ御座候間、拙者共相痛居候節場ニ御座候得共、非常之差略仕り、冥加ノ為正金貳百五拾両、

御國産方へ為替ニ罷成居候分金四百五拾両、取合六百五拾両ノ高ニ献金奉り候間、右源兵衛ハ勿論、後世拙者共仲間商賣之品、此末諸門前申スニ及バス、他御町ヨリ如何様ニ願申上候共、決シテ直仕入商賣相免サレズ、

御先代様 御思召ヲ以テ、御墨印下シ置カレ、六仲間立テ下サレ候基本相立、萬代不易、拙者トモ仲間永續安堵仕候様、御憐愍之御吟味成シ下サレ度、恐憚ヲ顧ミズ、拙者共連名ヲ以テ、此ノ如クニ申上奉り候、以上、

天保十四年九月

呉服仲間 當番（印）

古手仲間 當番

太物仲間 當番（印）

青山五左衛門殿

浅井忠内殿

右へ青山様末書成シ下サレ候寫

東昌寺門前菊田源兵衛義、此度太物古手呉服、同處

願ひ出て「願ひあい済み、既に御下知にも罷り成り候風説」と、すでに許可を得ているという噂があるというのです。そこで大町代表の青山五左衛門が呼び出されて、その間の事情が申し渡されました。こうして始まった一件は、確かに大町商人を巻き込む騒ぎとなりました。

史料を読み進めていくと、源兵衛は伊達政宗以来大町に与えられてきた商売の特権を、このたび「志願金」つまり上納金を支払うので大町でなく自分に許可して欲しいと藩に願ひ出ているのです。いっぽう藩もこの時期になると財政窮乏が顕著となり、上納金の申し出に心が動いたようです。それで大町商人たちは大変だと動き始めることとなります。

もし源兵衛が直仕入れを認められるならば、他の門前町からも同様の願ひが出されることになりかねず、そうなれば諸門前町にて事が足りてしまい「大町通りへ罷越買調候者」などいなくなってしまうであろうというのです。これは「大町通衰微仕候義は眼前の義」と危機感を募らせた大町商人たちは、「源兵衛儀、何程志願金差上候訳にこれ有るべく哉」と、源兵衛が申し出た志願金がいくらなのかを調べそこから対策を練ろうします。

やがて「源兵衛より指上げ奉り候志願金、六百拾両にこれ有り候」と、志願金が六一〇両であることが判明します。そこで、大町商人たちもこれに対抗して「冥加の為、正金貳百五拾両」、すなわちまず現金で二五〇両、さらに「御国産方へ為替に罷成居候分四百五拾両、取合六百五拾両の高に献金」として、藩の御国産方へ為替にしてある分の四五〇両と合わせて六五〇両（実際の合計値は七〇〇両）を献金することにします。源兵衛の献金より四〇両（計算値では九〇両）上回る金額でした。ただし現金は一部で残りは国産方との為替分を相殺勘定しています。これで何とか源兵衛の願ひは却下してほしいと

ニ於テ直仕入商賣、志願金ヲ以テ御免下サレ度、願上奉候事ニ粗ボ承知仕候處、弥々風唱之通、御免下サレ恨御儀ニ有ラセラルベキ哉、太物等商賣之儀ハ、

貞山様重キ御思召ヲ以テ、御墨印下シ置カレ、六仲間立テ下サレ、他御町ニテ直仕入相成り難ク、右仲間大町商人ニ限り、直仕入御免成シ下サレ、商道拵立テ下サレ候處、此度右源兵衛へ志願ヲ以テ、太物等商賣御免成シ下サレ候テハ、家門相續仕ルベキ様之レ無ク候間、源兵衛へ志願ヲ以テ、木綿等直仕入御免下サレ候義ハ御差留下サレ、永續仕候様御吟味成シ下サレ度、尤モ志願金召上ラレズ成サセラレ難キ御吟味ニ候ハバ、源兵衛義、志願金指上候訳ニ之レ有ル可キ哉、右金高仰セ渡サレ候様成シ下サレ度旨、品々太物古手呉服、右三仲間當番トモ、品々申出候ニ付、相達仰達セラレ候處、御奉行様仰セ渡サレ候ニハ、源兵衛方段々吟味、臨時之筋ヲ以テ、御免成シ下サレ候哉ト、大躰御吟味モ相据リ居り候程ノ義、然レバ唱々承申上候迎、相扣ラルベキ様モ之レ無キ筋ニ候得共、金高仰渡サレ度申上候上ハ、源兵衛調達高相出シ候見話ニテ、申上候訳ニモ之レ有ル可ク哉、左候ハバ、源兵衛ハ金六百五拾両差上候由、願出居候事ニ之レ有ル旨、仍テハ此度ノ源兵

いうのです。

これに対し藩も「願の如く御取請罷成り」として、この逆提案を受け入れれます。そのうえ「早速右金上納仕るべき旨、仰せ渡され候」と、この上納金を速やかに献金するようにと催促しています。なおここに大町商人の主立ったメンバーたちの連名があげられていますが、彼らがいくらずつ負担するかを記し、その合計金額を書き上げています。その中には佐助呉服店の先祖にあたる佐藤助五郎や、藤崎百貨店の先祖にあたる得可寿屋三郎助、さらに大内屋、壺屋や日野屋なども見えています。こうした仙台有数の商人お歴々を相手に一人で戦いを挑んだ菊田源兵衛ですが、大町からみれば源兵衛は、経済秩序を乱すところでもない存在となつたわけではあります。

しかし歴史的な経過をたどってみると、先に見たように奥商人、他領商人、石巻や気仙沼の商人、そして城下町周辺の五つの地区や、さらに軽輩の女性など、源兵衛以前にも中心部の商人の独占体制を突き崩すような動きは現れてきていました。そして五つの端々町の一つである七北田門前町を出身母体とする商人源兵衛がここでみたような行為をおこなう前提はすでに生まれてきていたといえるわけです。

最後に菊田源兵衛の人となりについてみておきたいと思ひます。『仙台人名大辞典』によれば「平生身を持する儉素、奢侈の風を慨き、毎に鰥寡孤独を憫みて金品を分与するを樂しみます。暇あれば書を読み、博聞強記、殊に皇朝の典故を通じ、旁ら東昌寺靈応に從ひて禅機に参し、省悟するところあり」とあり、すなわち暇さえあれば書を読み、座禅に親しむなどきわめて文化的な人物であつて、いわゆる無法者のイメージではありませんでした。さらに「北山東西の街区及び通街は降雨ある毎に泥濘脛を没し、人馬艱難するを

衛方ハ申スニ及バズ、後世共ニ余方ヘハ決シテ相免サレズ、大町ノ株ニ往古ヨリノ基本立テ下サレ度、相願候訳ニ有之候處、此時節ヲ勘弁非常ニ骨折過分ニ調達仕候様仕ラズ候テハ、相済マザル事ニ候間、此處折入取扱急速申上ベク、御吟味ノ上、委細仰セ談ゼラル趣、承知仕リ、太物古手呉服三仲間當番之者呼レ仰談ゼラレ脱カ候趣意、折入テ申論吟味仕ラセ候處、源兵衛ヘ志願金ヲ以テ、太物等直仕入御免成シ下サレ觀テハ、恐乍ラ
貞山様重キ 御思召ヲ以テ、 御墨印下シ置カレ恨御趣意モ空敷罷成候儀ニ存奉リ候間、冥加トシテノ正金貳百五拾両エ、御國産方ヘ為替金ニ罷成居候分四百両、取合六百五両ノ高ニ太物古手呉服仲間商賣之品、此末諸門前ハ申スニ及バズ、他御町ヨリ志願金ヲ以テ、如何様ニ願申上候共、決シテ直仕入商賣相免サレズ、
御先代様 御思召ヲ以テ 御墨印下シ置カレ候六仲間立テ下サレ候基本相立、萬代不易、太物等仲間永續安堵仕候様、御吟味成シ下サレ度旨、品々別紙之通、三仲間當番ノ者共申出候間、尚以テ吟味仕候處、御時節柄ノ義ニ御座候間、何分金高相増調達仕ラセ度折、申論吟味仕ラセ候義ニ御座候處、委曲ハ先書ニ品々相達置申候通、商人トモ至極相痛居候末

見、請ひて道路を修理し橋梁を繕ふ。行人大に之を便とす。其の他利を興し害を除き、公益を図りしもの亦尠からず」とあるように、地域の公共福祉のために寄与することも少なくなかったというのです。こうしたことから嘉永四年（一八五二）には、仙台藩主伊達慶邦がそれまでの源兵衛の行為を大いに褒めて「縞紬一端を賜」わったというのです。ところがこの時源兵衛は「既に病辱に就き、殆んど危篤に瀕す」という状態でした。しかし「恩賜の命下るを聞き、盥漱して袴を着けんとす」と、体を清めて袴を着けようとしたといいます。さすがに家人はこれを止めたのですが、本人は藩主からの賜り物を受け取るのに身を清めて待つと言いつ張つて聞かなかつたようです。そして「香を焚ぎ賜物を拝受して曰く、吾一たび此の賜を服せずんば恩命に背くに似たり」と言い放つたというのです。このような源兵衛の人となりは一関侯にも聞こえるところとなり、寿言二十八字の書が贈られたとのこと。安政四年（一八五七）五月、源兵衛は七十五歳で亡くなり、北山の秀林寺に葬られました。辞世の句が「心あらは 我行くさきを ほととぎす いさともなえよ 死出の山越」だそうです。

これまで通町の菊田源兵衛について見てきましたが、独占的特権的な商業慣行に果敢に立ち向かったことと、藩主に対する熱烈な恩顧意識に富んでいたということが、同一人物のなかに共存していたことは興味深い問題ですが、彼が教養豊かで地域にも多大な貢献をするような人物であったことも含めて、すでに見てきた七北田口門前町という端々町の有した特質は、この相反するふたつの属性を共存させるようなものでもあつたといえるように思われます。

ノ義ニテ、此上金高相増調達仕ラセ可キ様モ御座無ク、何共臨時ノ義願上候義共違ヒ、

御先代様 御思召ヲ以テ 御墨印下シ置カレ六仲間立テ下サレ候御趣意ヲ、相失ハサル様仕ラセ度義ニ御座候間、旁先書ヘモ御取合サセラレ、申出ノ通、右源兵衛ハ勿論、後世共、太物古手呉服商賣ノ品、此末諸門前ハ申スニ及バズ、他御町ヨリ志願金ヲ以テ、如何様願申上候共、余方ヘ決テ直仕入商賣相免サレズ、御先代様 御思召ヲ以テ 御墨印下シ置カレ、六仲間立テ下サレ基本相立、萬代不易、太物古手呉服仲間、子孫永續安堵仕候様、御吟味成シ下サレ度、別紙指添、此ノ如クニ相達申候、以上、
天保十四年九月十二日

大町検断

青山五左衛門

同壹貳丁目年行司後見

浅井忠内

申談度儀、之レ有リ候條、明四ツ時打揃罷出ララル可ク候、以上、

九月十四日

青山五左衛門

浅井忠内

太物當番中

おわりに

以上、仙台城下町を中心とする特権的な商業構造とその変容についてみてきました。そのなかで通町界限が有していた流通経済上の特質もまたある程度明らかにすることができたかと思えます。またその象徴としてこの地区に登場した菊田源兵衛についても検討し、その存在は通町の特質と通有のものがあると考えました。ところで『仲騒録』のなかで源兵衛は、経済秩序を破壊する無法者として描かれていました。しかし、中心町々の商権独占に対し、周辺町々がこれに対抗するという歴史がそれ以前から続いていました。そのような社会的経済的な経緯を踏まえると、菊田源兵衛の行動は、史料とは異なつたかたちで再評価できます。極めて勤儉で藩主恩顧観も強烈な人物という側面を踏まえ、単なる無法者、経済秩序の破壊者としてではなく、新しい経済情勢に真摯に対応しようと試みた源兵衛の側面を改めて評価すべきでないかと思われるのです。

これで私の話は終わらせていただきます。どうも、ご清聴ありがとうございました。

附録 堤町陶器生産の起源伝承

今回、通町と堤町に関する史料を改めて読んでみたのですが、堤町に関する興味深い史料史料5（49頁）がありましたのでここに紹介しておきたいと思えます。これは堤焼つみやきの起源に関する記録です。もつともこれは一つの証言ですので、この他に複数の記録を調べみる必要はありません。

古手當番中

呉服當番中

打揃罷出候處、前書申違候趣異儀無く、右金御取受ニ相成候條、早速調達、両替處へ相納ムル様、品々仰セ談セラレ候事、

右仰渡サレノ寫

東昌寺門前菊田源兵衛義、志願金指上、古手等直仕入商賣御免成シ下サレ度由ノ願、申出候哉ニ付、右様ノ願、他御町ノ者申上候ハバ、相扣セラレ候様、成シ下サレ度、仍テ大町太物古手呉服商人ノ者共、冥加ノ為メ一統ヨリ正金貳百五拾両、御國産方へ為替金ニ相成居候分、取合六百五拾両ノ高ニ献金仕度由申出、品々申聞ケラレ趣ヲ以テ、仰セ達セラレ候處、御異議無く候間、早速相添候様首尾仕ル可キ旨、御奉行衆仰セ渡サレ候テ、其心得首尾申サルべく、尤モ右人数面附調ノ上、取納相濟候ハバ、其段申聞ケラル可ク御断ニ候、以上、

九月十三日

小野源太夫

検断

青山五左衛門殿

年行司後見

浅井忠内殿

傍線部分をご覧ください。瓦師権六^{かわらしごんろく}という人が瓦場を願ったときの記録で、ここに掲

げたのは明和六年（一七六九）の寺田屋八兵衛瓦師に関する部分です。これを見ると、最初は合羽師^{かつぱし}みたいなことをやって合羽を作っていました。その後、人家がある国分町のほうに家を建て住み、毎日工作をする杉山台まで通っていたようです。また、小田原村に一〇〇間五〇間の土地をもらって、そこに土取り場と小屋がけをして、窯をつくって焼き方をしたと書いてあります。そしてかめ、すり鉢など細工、といった記述もみえ、当時はこういうものをつくったりしていたことがうかがえます。

これについても関連史料が若干ありまして、面白いのですが、今日はここまでの紹介にとどめさせていただきます。

両替處工

拙者共、商賣太物古手呉服三仲間ヨリ金貳百五十拾両并ニ、御國産方エ為御替ニ罷成候分四百両、都合六百五十拾両之高ニ、冥加之為ノ献金奉度段、願上奉候處、願ノ如ク御取請罷成り、早速右金上納仕ルベキ旨、仰セ渡サレ候ニ付、為御替ノ分、大町三丁目澤口屋辰三郎名前ノ為御替手形ヲ以テ、御取納成シ下サレ度申上奉り候處、辰三郎壹名ノ為替御手形ニテハ、御取納如何之議有ラセラレ候ニ付、三仲間面々ノ分ヲ以テ相納申ス可ク、尤モ面附ヲ以テ、誰々為替ノ内、何程ト申訳トモニ申上ベキ段、仰セ渡サレ候處、拙者仲間七十人以上之レ有り、其中ニハ江戸渡リ為御替ニテ、江戸へ御手形登ボセ置候分モ之レ有り、地為御替モ之レ有り、又ハ為御替御取組申サザル者モ御座候、扱又、右御為替之儀ハ、三仲間面々之名前ニハ御座無ク候得共、天保十一年十二月中、太物古手呉服三仲間當番、寄金ヲ以テ、為御替御取組、其節大町三丁目澤口屋辰三郎へモ、太物當番ニ付、同人名前ヲ以テ、御取組仕候義ニ御座候間、右為替金四百両ヲ献金ニ御取納成シ下サレ候様、御吟味成シ下サレ候様、且正金貳百五十拾両并為替金四百両献金ノ分共、面附之義ハ早速取納申上ベ

キ様御座無ク候間、追テ申上候間、三仲間一統ノ者トモ、六百五拾両之高献金ト申義ニ御首尾成シ下サレ度、此段願上奉リ候、以上、

吳服仲間 當番(印)

天保十四年九月 古手仲間 當番

太物仲間 當番(印)

兩替處

右へ指添金子并手形上納指出候寫

一金六百五拾両也

内

一金四百両也

右ハ三仲間寄金ヲ以テ、澤口屋辰三郎名前ニテ、天保十年十二月廿五日、御國産方へ為替取組渡リ懸リノ分、此度献金此ノ如シ、
一金貳百五拾両也

右ハ此度、正金ヲ以テ献納ノ分此ノ如シ、

右之通相納申候、右ハ大町太物古手吳服商賣之者共、冥加之為メ前書高ノ通、献金成シ下サル旨御下知ノ上、此ノ如クニ御座候、以上、

天保十四年九月

太物仲間 當番

兩替處

右エ指出シノ儘、未書ニテ御請取申受候事、

右請取申候、以上、

向(同)年 佐藤七左衛門

同月七日 帳合

佐藤五郎左衛門

青山様へ指出し達ノ寫

東昌寺門前菊田源兵衛儀、志願金指上太物古手吳服、同處ニ於テ直仕入、商賣御免成シ下サレ度由ノ願、申出候義ニ付、右様ノ願他御町ノ者願申上候ハバ、相扣ラレ候様成シ下サレ度、仍テ拙者共仲間一統ヨリ、冥加ノ為メ金貳百五拾両、外ニ御國産方へ為替ニ罷成居候分、金四百両、右金取合六百五拾両ノ高ニ献金仕度申上奉リ候處、御異議無ク有ラセラレ候間、早速相納候様仕ル可キ旨、人数面附調ノ上、御取納濟候ハ、其段申上奉ル可キ旨、御呼出シノ上仰渡サレ承知奉リ、右金兩替處へ今日相納メ、御取調相濟申候間、御取納手形并人数面附共ニ相添、恐憚ヲ顧ミズ、斯ノ如クニ申上奉候、以上、

天保十四年九月十七日

吳服仲間 當番(印)

古手仲間 當番

太物仲間 當番(印)

青山五左衛門殿

浅井忠内殿

一金貳百五拾両也

太物古手吳服 三仲間ヨリ献金

右之内

一金百五両也

一金九拾五両也

一金五拾両也

一為御替金四百両也

右之内

一金百六拾八両也

一金百五拾貳両也

一金八拾両也

貳口合

〆金六百五拾両也

右人数面附、左ニ申上奉リ候

太物仲間

大町二丁目 長井屋幸之助

同 佐藤助五郎

同 佐藤屋善右衛門

同 岩間屋権右衛門

同 日野屋定兵衛

同 佐藤屋林治

同 得可壽屋三郎助

同 三浦屋伊兵衛

古文書に見る仙台城下の商業情勢の変容と通町・堤町

同 名取屋権三郎
 同 田中屋勝助
 同 相澤屋伊右衛門
 同 三浦屋長八
 同 伊勢屋治右衛門
 同 長谷川直助
 同 小畑屋権之助
 同 千年屋治兵衛
 同 井澤屋銀之助
 同 升屋徳助
 同 松岡屋富右衛門
 同 関東屋丈助
 同 藤田屋久兵衛
 同 松屋茂兵衛
 同 成田屋善兵衛
 同 本屋卯兵衛
 同 佐藤屋半兵衛
 〽四十三人
 古手仲間
 大町壺丁目 大黒屋惣兵衛
 同 中井新三郎
 同 佐藤屋林四郎
 同 佐々木屋新吉

同 後藤屋八兵衛
 同 山田屋林兵衛
 同 相澤屋太右衛門
 同 名取屋清七
 同 関東屋忠兵衛
 同 刀屋茂兵衛
 同 針生屋慶三郎
 同 得可主屋徳蔵
 同 得可主屋忠兵衛
 同 近江屋六兵衛
 同 佐藤屋嘉七
 同 津國屋藤兵衛
 同 中村屋東蔵
 同 岡田屋茂兵衛
 同 山田屋金七
 同 得可主屋源六
 同 東屋喜左衛門
 同 佐々木屋惣助
 同 堺屋長四郎
 同 日野屋藤兵衛
 同 得可主屋治右衛門
 同 津國屋藤左衛門
 同 樋地屋彦兵衛

同 伊藤屋周蔵
 同 刀屋茂八
 同 刀屋伊兵衛
 同 柏屋四郎治
 同 大内屋源太左衛門
 同 菱屋儀兵衛
 同 山田屋彦惣
 同 最上屋善内
 〽参拾五人
 呉服仲間
 國分町 奈良屋八兵衛
 大町二丁目 長井屋幸之助
 同 佐藤助五郎
 同 日野屋定兵衛
 同 佐藤屋善右衛門
 同 得可主屋三郎助
 同 名取屋権三郎
 同 佐藤屋林治
 同 刀屋喜八
 同 三浦屋伊兵衛
 同三丁目 澤口屋辰三郎
 同 熊谷屋善兵衛
 同 佐々木宗吉

土取尽シニ相成候節は、此地御屋敷方江指上、別所見立候上願可申上候事、

乍恐覚書を以奉願候御事

瀬戸物并瀬戸瓦師寺田屋八兵儀、御預ケ地北十番丁雷神堰、北堤下迄之内、近年山城守様、旧御足輕屋敷ニ被召上候替地、別紙繪圖黄色之通、此度御預地ニ被成下、御定之御年年具(貢)、前々之通被召上候様、被成下度奉願候、右地之内、御杉林守松兵エニ御用捨ニ被下置候畑貳枚御座候を奉願候間、相痛申方ニ可有御座哉、松兵エ承届申候處、替地被下置御儀ニ御座候得ば、相痛申儀無御座候間、可奉願段申間候間、恐多ク申上兼候得共、右之替地も松兵エニ被下置候様、是又御吟味被成下度奉願候、且曾祖父八兵儀、先年京都五條通鞆町方御當地江罷下居、右御用被仰付、杉山臺小田原村之内、土取場、小屋懸ケ場、物干場、竈築立場、焼方迄、百間ニ五拾間之所、御預ケ地ニ被成下、御百姓立地之積御年具(貢)指上、瀬戸物類瓦迄、商賣之御役御免被成下、數拾ヶ年右御用相勤申候處、土取尽シ申ニ付、八兵エ祖父庄左工門儀、享保拾七年、杉山臺御預ケ地之内、六拾間ニ五拾間之所指上申様被成下、替地右十番丁方北堤下迄、西側ニ而繪圖之通、六拾間ニ五拾間之所被預下置、御年具御定之通指上候

様、被成下度旨奉願候處、如願被仰付難有仕合ニ奉存、小屋懸等仕度、少々心懸ケ申候處、祖父庄左工門不順之症相煩、早速小屋懸等可仕様無御座、病人取扱仕、渡世も抄取不申、親源兵儀、杉山臺ニ而、瓶、摺鉢之類計仕、渴々渡世相續仕候處、右源兵儀も不順仕、両人之病人ニ而、猶更渡世仕兼候處、延享貳年六月廿五日、祖父庄左工門病死仕、親源兵儀も同廿八日病死仕候、其後祖父弟子共、杉山臺迄日日ニ通、瓶、摺鉢等細工仕、八兵エ幼少方細工取飼、露命相續仕、瓦細工ハ親類御小屋役瓦師孫助、弟子ニ罷成稽古仕候處、十番丁江小屋懸等仕度奉願候處、かぶせ繪圖之通、新屋敷ニ被召上、残地少計ニ罷成、狭ク指支申ニ付、同所方西江引續キ、同南雷神堰堀向迄、黃繪圖之通、御立畑之所を替地ニ被成下、此度方御小屋役、瓦師孫助をも御加へ被成下、兩人御預ケ地ニ被成下、右之地ニ而、祖父庄左工門申上置候通、瀬戸焼瓦ハ不及申ニ、土瓦迄拵焼出、御用物ハ勿論、市中商賣迄仕候様、被成下度奉願候、如願被成下候ハ、早速小屋懸等仕細工仕度、右孫助儀も連判仕奉願候條、御憐愍を以、前書之通被成下度奉願候、以上、

明和六年六月

瀬戸物并瀬戸瓦師

寺田屋八兵工

御小屋飯瓦師

孫助

組頭

早坂屋市三郎殿